

法務研究科点検・評価委員会

理念・目的

④各研究科の理念・目的

実施活動

a. 法務研究科の教育理念

1959年に創設された立教大学法学部の理念は、「法律・政治の専門技術的な知識を教授することに力を注ぐ」だけでなく、「法律・政治の技術的知識をこえたく平和と秩序の叡知」をそなえたく人間を育て」ることであった。換言すれば、法学部教育の理念は、「リーガルマインドをもった市民の育成」にある。しかし、このことは高度専門職業人である法曹の養成を放棄するものではない。ただ司法試験の合格のみを目指した法的知識のみを教授するのではなく、豊かな教養と幅広い識見に裏付けられた、法律の専門家をも含む広い意味での法律家（法的素養のある市民）を育てることを目的としていたのである。そして実際に、法学部では、高度の法的素養を備えた学生を育成し、多くの卒業生が各界で活躍しているのみならず、創設後の早い時期から多くの法律の専門家（裁判官・検察官・弁護士）を輩出し、それぞれが法曹界の中で重要な役割を担ってきた。

ところで、2001年6月12日付の司法制度改革審議会意見書によれば、法科大学院の教育理念として次のことが掲げられている。すなわち、「司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的と」する、「司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関」であり、そこでは、「法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の修得」と、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る」ことが目指されている。そして、「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する」こと、および「先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする」ことが述べられている。

そこで、法務研究科は、上記司法制度改革審議会意見書に掲げられた法科大学院の教育理念を踏まえ、これに、これまでの立教大学法学部および法学研究科における上記教育の伝統を継承しつつ、かつ、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、自らの法曹養成機関としての使命を、次の4つのコンセプトにまとめた。

- ①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成
- ②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成
- ③深い思考と洞察ができる法律家の養成
- ④これら①②③の素養を備えたいえでのアクティブな実践力を有する法律専門家の養成

この4つのコンセプトは、法務研究科が、企業法務や国際ビジネス等に対応する弁護士というような特定の専門領域に特化した法曹ではなく、ジェネラリストとしての法曹を養成しようとすることを意味するものであるが、同時に、それは、人間理解という法曹としての原点を失わず、かつ、いかなる専門領域においても、優れた应用能力を発揮する基礎的な知識と思考力・洞察力とを兼ね備えた法曹という、法務研究科が養成を目指す法曹像の内実をも宣明するものである。すなわち、法曹は、本来、極めて専門性の高い職種ではあるが、高度にグローバル化し、また、技術化、多様化した現代社会においては、従来の一般的な法曹としての資質だけでは対応しきれない更なる専門領域が次々と出現してきており、特定の専門領域に特化した法曹の養成は、時代の要請になっている。しかし、現代社会においても、市民生活上の一般紛争を解決するジェネラリストとしての法曹の存在が、なお法曹の中核を占めており、また、特定の専門領域における法曹の活動も、このような法曹としての一般的資質に裏打ちされたものでなければ、法の基本的価値に対する認識を欠いた表層的なものになってしまう。法務研究科は、このような認識から、まずジェネラリストとしての法曹の養成を目指すことこそ本学の使命であると判断した。そして、特定の専門領域に特化した法曹という時代の要請については、実務に就いた後に遭遇するであろういかなる専門領域にも対しても対応しうる基礎的能力を育成することによって、これに応えるべきであると考えている。

b. 具体的な法曹像とその養成

このような法曹像の下に、法務研究科では、充実した法律基本科目、法律実務基礎科目のカリキュラムを組み、これに従った適切な授業展開をするとともに、少人数教育の特色を生かして、法律基本科目において、早い段階から、研究者教員と実務家教員の複数の担当者による授業を導入している。この、研究者教員と実務家教員の協同授業は、例えば、民事系科目でいえば、3年標準型の1年次において、1学年40名程度を2クラスに分け、「民法基礎演習」を前期と後期に各2単位ずつ展開している。この「民法基礎演習」においては、民法の研究者教員または法学部で民法の演習を長く担当していた実務家教員に加えて、法務講師（中堅の弁護士）が必ず参加し、民法の基本的な判例を素材に、法務講師が、第1審からの当事者の主張を要件事実も考慮しながら整理し、

なぜ原告がこのような主張をしたのか、また被告はどのような応答をしたのかを確認して、争点整理を行い、最高裁の判旨については、研究者教員を中心に、その射程や学説の対応などを検討することによって、学生が、弁護士や裁判官がどのような考えに基づき結論に至ったかを理解し、理論のみならず、実務的な感覚を身につけてゆくことを可能にする。このような授業は、2年次および3年次の演習においても維持され、とりわけ2年次の「民事法演習1（前期）および3（後期）」では、より複雑な事案の判例を素材に、研究者教員と法務講師とが2名1組で、学生に対応している。そして、このようにして培われた知識と思考力・応用力を前提に、学生は2年次の後期または3年次の前期に実務基礎科目（「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」）を学び、さらには「模擬裁判（民事・刑事）」と弁護士事務所での「エクスターンシップ」によって、訴訟実務における法律運用の実際を学ぶこととなる。このような法務研究科の充実した協同授業は、理論と実務の架橋として有効に機能すると同時に、学生が身につけた法律知識を法律実務に適用させることをとおして、思考力・洞察力を磨き、遭遇する法律問題に対する広い应用能力を身につけることを可能にするものである。

また、法務研究科は、展開・先端科目群で、環境問題や消費者問題など、現代の市民社会で惹起されうる諸問題に対処するための授業を幅広く展開して、専門領域の法律問題を研究する機会も十分に与えている。さらに、立教大学法学部では、法学科のほかに国際ビジネス法学科を有し、国際取引や国際政治、国際法などに専任のスタッフを擁して、その充実が図られてきた。そこで、法務研究科においても、その経験と蓄積を活かして、国際社会や国際ビジネスに配慮した科目として、「国際法」、「国際政治と日本」、「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」等の科目を、基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に配置した。

そして、ここでも、应用能力の育成という観点から、いくつかの科目において、複数の担当者による授業を導入している。すなわち、「都市計画・都市環境と法」では、建築の専門家と弁護士とがペアで講義を担当しており、また、「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」では、研究者教員と渉外実務に携わる弁護士との組み合わせによって、より実践的な内容の講義を行っている。

以上の正課の授業に加えて、法務研究科の附属機関であるビジネスロー研究所が、ほぼ1月に1回の割合で、法務研究科特別セミナーを開催し、法務研究科の学生を対象に講演会とシンポジウムを開催している。これまでにを行ったセミナーは、知的財産権をめぐる紛争や、フランスの担保法改正に関するものなどである。

以上を要約すると、次のようになる。すなわち、法務研究科が養成する法曹はジェネラリストであるが、その実践力を養うために、本学においては、少人数教育の特色を生かして、研究者教員と実務家教員とが協同して行う授業を多く展開し、事前の打ち合わせも綿密に行って授業に臨んでいる。加えて、展開・先端科目や特別セミナーにおいて、学生の幅広い関心に合わせ、国際社会やビジネスにも配慮した科目や企画を展開するものである。

次期短期目標

FD活動等で、実施している教育の理念への適合性を検証する。

教育研究組織

③各研究科の教育研究組織

実施活動

法務研究科は独立研究科であり、組織運営は法務研究科委員会が行う。研究科委員会は本研究科の専任の教員で構成される。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は法務研究科を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となる。

研究科委員会には採用、昇格、人事の専門委員会を置き、教授会としての機能を果たすことになる。

なお、実務家であるいわゆる「専門職特任教員」には教学上の議事の際は、法務研究科委員会への出席を求めることができるが、通常の運営管理については出席を義務とはしない。

研究科委員会は隔週に1回開催し、特任教員が出席する拡大研究科委員会は適宜の開催とする。

法務研究科の教務及び研究科運営業務は法務研究科事務室が担当する。学生の学籍管理は、教務事務センターが一元管理するが、カリキュラム、時間割、履修要項の作成、履修登録、エクスターンシップ管理などの教務関係の他、研究科委員会に関する業務等は法務研究科事務室が行う。

法務研究科事務室は、教員研究室、院生室の近くに設置し、教員及び学生が利用しやすいように配慮する。

次期短期目標

現在の組織の円滑な運営に努める。

教育内容・方法等（大学院）

①教育課程の内容

実施活動

法務研究科の教育課程

法務研究科では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4科目群が置かれており、科目毎の開設科目数は、次のとおりである。

法律基本科目=25科目（必修）、法律実務基礎科目=7科目（必修4・選択3）、基礎法学・隣接科目=8科目（選択）、展開・先端科目=23科目（選択）

履修科目として登録できる単位数の上限は、次のとおりである。

〈単位数〉

1年次	2年次	3年次
36	36	44

学生の履修単位の平均値は次のとおりである。

法律基本科目について、1年次=30単位、2年次=20単位、3年次=6単位（自動登録制度によりこの数値となる）。

実務基礎科目について、2年次=4単位、3年次=5.81単位（3年次については必修科目と選択科目とがあるため端数が生じている）。基礎法学・隣接科目=3.39単位。展開・先端科目=12.34単位。

修了要件単位について、基礎法学・隣接科目につき6単位としている。これにより、基礎法学・隣接科目について、本法科大学院の設置の趣旨を踏まえたかたちで、重点的に履修することになるよう配慮している。

随意科目である「特別演習」については、1科目のみの履修とし、2科目以上の履修は認めていない。これにより、「特別演習」を偏って履修することのないように配慮している。

授業科目の体系的（効果的な履修に向けた工夫）については、2006年度までは必修科目における先修制度をとおして、学生の修得状況に照らして確実なステップアップをするという仕組みを設けていたが、2007年度からは進級制を採っている。

履修登録において、必修科目については、自動登録制度をとっているため、履修登録上も体系的な履修が担保される仕組みとなっている。

時間割編成に際して、原則として、学生が正規の在学期間に希望する科目を履修可能となるよう工夫している。したがって、時間割編成上、学生は適切な科目を履修する可能性は担保されている。

模擬裁判（実務基礎科目・選択科目）については、夏休み期間に開講しており、学生の偏りのない履修に配慮している。

次期短期目標

進級制の適正な運用を図る。

②教育研究指導の方法と形態

実施活動

法務研究科の研究指導の方法と形態

- 法務研究科のシラバスは、「科目のねらい」および「授業の概要」の各記載欄を設け、「科目のねらい」欄において、当該授業の対象・範囲のほか、カリキュラム上の位置づけや、大まかな達成目標を示し、「授業の概要」欄において、各回の授業内容の概要を明らかにしているが、「民法基礎演習1・2」、「公法演習3」、「民事法演習1・3（ただし、民事法演習3は前半の判例演習部分のみ）」等においては、この「授業の概要」欄で、各回の授業で扱う判例も特定している。
- 法務研究科では、各年度開設科目全部のシラバスを履修要項に記載し、これを、新入生には入学前の3月下旬に郵送し、在学生には新学期開始前の3月下旬に学内で配布している。
- シラバスの他に授業計画を学生に示すものとして、「公法演習1」では、第1回の授業で、最終回まで毎回扱う課題と教材との対応を示した課題集を配布し、「民法1・2」では、第1回授業で、最終回までの毎回のレジュメを配布しており、「刑事法演習2」でも、第1回の授業で、各回におけるテキストの実施予定範囲を明示したレジュメを配布している。また、「民事法演習3」では、後半の「民事第1審訴訟の解説」部分も、後半開始前に今後の授業の具体的進行予定を示しており、「刑事法演習1」では、第1回授業の前に、最終回までに扱う各回の課題判例の一覧表を配布している。
- 法務研究科では、教材作成のための独自の施策として、文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにより、教員が入手した実際の事件記録や、法律相談の記録につき、匿名性に配慮した上で、また、授業の担当者が独自に開発した教材等をスキャナーによりコンピュータのサーバーに取り込んで教員間共通の資料として集中管理し、各授業で教材化して活用で

きるよう準備している。

e. 法務研究科の開設科目の概要は、次のとおりである。

まず、法律基本科目として、「公法1・2」、「民法1～3」、「民事手続法1・2」、「刑法1・2」、「刑事手続法1・2」および「商法」が講義科目として(ただし、「民事手続法2」は2年次配当、その他は1年次配当)、「民法基礎演習1・2」、「公法演習1～3」、「民事法演習1～5」および「刑事法演習1～3」が演習科目として(ただし、「民法基礎演習1・2」は1年次配当、「公法演習3」、「民事法演習5」および「刑事法演習3」は3年次配当、その他は2年次配当)、開設されており、講義科目では、主として体系書を教材として基礎理論の講義がなされ、演習科目では、主として判例集やケースブックを教材として判例演習や事例研究がなされている。

次に、実務基礎科目(必修)として、2年次に「法曹倫理」および「刑事実務の基礎」が、3年次には「法文書作成」および「民事実務の基礎」が開設されており、これらの科目では、事件記録その他の実務教材を使用して、実務を修得する授業が演習形式で行われている。

選択科目では、講義科目として基礎法学・隣接科目(選択必修)、展開・先端科目が開設されており、演習科目として特別演習科目が開設されている。また、臨床科目として、民事・刑事の各「模擬裁判」と「エクスターンシップ」が開設されている。

各科目の授業内容は、シラバスに記載のとおりであり、いずれも法曹養成教育にふさわしい内容のものといえる。

f. 開設科目の授業態様・方法の総体としての適切性については、次のとおり考える。

ア. 予習の指示は、ほとんどの科目で、事前にレジユメを配布するなどして、概ね行われている。ただ、各回の授業の達成目標の明示は、十分に行われていない。

イ. 双方向授業、多方向授業の実施については、グループ討論を実施している科目もあるが、講義科目では、教員が質問し、学生が答えるという形で、双方向授業を行うに留まっている。

ウ. 映像等の使用については、一部の授業で、パソコン画面をスクリーンに映し出したり、ビデオを教材に使用したりしているに過ぎず、ほとんどの科目では、レジユメや板書で図示する等で授業を判りやすくするに留まっている。ただ、法律の理論や実務の修得に一般的に映像等を使用することが、どの程度有効か疑問であるし、また、双方向授業・多方向授業に映像等を効果的に取り入れる方法も未だ確立されているとはいえない。

したがって、法科大学院の授業に、いたずらに映像を多用することは必ずしも得策とは考えられず、法務研究科のほとんどの授業で行われているレジユメや板書によって授業を判りやすくする方法は、現段階では相当性を失ってはいないと考える。

エ. 理解度をチェックするための方策として、多くの授業で、小テストやレポート提出を実施しているが、未だ授業内の質問に答えさせることをもって理解度をチェックするものとしている科目も少なくない。

オ. フォローアップの方策として、小テストやレポート提出を実施している科目においては、これを添削しコメントを付して返却している場合が多い。

以上の諸点を鑑みれば、法務研究科では、総体として、8割程度まで、適切な授業が浸透しているものと考えられる。

g. 「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の各科目別の授業態様・方法とその適切さの評価は、「授業自己点検表」のとおりである。

「授業自己点検表」

	達成目標の提示・予習指示	双方向・多方向授業	映像等の使用	理解度のチェック	フォローアップ	その他
公法1	事前にレジユメ・ワードファイルを配布	講義が中心	プリント・ファイルを配布	出席票に「授業についての質問・意見等」を書かせ、コメント書いて次回授業返却	授業終了後・オフィスアワーに質問受ける。	
公法2	事前に詳しいレジユメを配布している。	講義中に学生との質疑を行っている。				
民法1	第1回授業で各回のレジユメ配布	ケース問題を指名して答えさせる。質問して答えさせる。	レジユメに図表を多用	各回10分程度の択一問題をさせ、指名して答えさせる。中間試験実施。レポート提出	レポート・中間試験・期末試験添削して返却	
民法2	同上	同上	同上	同上	同上	
民法3	レジユメ配布。事前に読んでおくべき判例を指示	双方向授業は頻繁に行う。	黒板に図示	教員が質問し、または質問を受けることによりチェック		
民事手続法1	事前に詳しいレジユメを配布している。		詳細なレジユメを配布している。			

民事 手続法2	講義内容を、遅くとも前回の授業までに告知。判例等資料も事前に配布・指定	レクチャー方式と双方向方式を併用		中間段階で小テスト実施	小テストにつき具体的答案例示し、詳しくコメント	
刑法1	レジュメに設例・設問。学生には何も参照しないで答えられれば目標達成と説明。	毎回多くの判例取り上げ、学生に事実と判旨述べさせた上、判例の関係等質問				
刑法2	同上	同上。さらに高度に、裁判官としての判断、弁護人としての主張等についても質問				
刑事 手続法1	インターネット上にレジュメ公開し、授業までに読んでおく資料も指示	学生に発問しながら講義	パソコン画面をスクリーンに映写し判例等の資料説明		期末試験の答案添削し返却	
刑事手続法2	同上	同上	同上		同上	
商法	レジュメ事前配布。予習範囲指定、資料事前配布、ポイント指示	質問し答えさせる	レジュメに図や表を取込。会社関係書類配布し、記載事項のポイント説明。	内容の区切でチェックテスト設け、宿題とし、次回授業で質問し答えさせる。		
民法基礎 演習1	シラバスに各回の対象判例記載し、全員に事前に事案・判旨のレポート提出させている。判例解説と判旨を事前配布	質問し答えさせる。	黒板に事案を図示させている。	最後の時間に平常テスト実施		
民法基礎 演習2	全員に事前に対象判例の事案・判旨のレポート提出させている。判例解説と判旨を事前配布	同上	同上	同上		
公法 演習2	第1回授業で授業の進め方詳細に説明した上で、各回の課題と教材との対応した課題集を配布し、各回のレポートの分担表も配布	レポートに授業前日までにレポート全員に配布させ、授業時全員にレポートと質疑応答させ、レポート以外の学生にも質問して答えさせ、また質問を受ける。	課題に関連する問題を分析した詳細なレジュメ配布。黒板に図示	中間と期末に全員にレポート提出実施。オフィスアワーに希望者個別指導。	レポートのレポートに対しコメント。中間・期末のレポートの解説を掲示	
公法 演習3	毎回アサインメントを事前に配布している。	毎時間、双方向の議論を行っている		中間テストを2度実施した。		
民法法 演習1	毎回アサインメントを事前に配布している。	毎時間、双方向の議論を行っている		中間テストを2度実施した。		
民法法 演習1	「法科大学院ケースブック民法」を教材に用い、各回に扱う判例をシラバスで指示していたので、その判例を読み、教材に挙げられた質問事項を考えることにより、毎回の達成目標は明確になっており、また予習も可能であった。	授業全体が双方向授業の形で進められ、時々学生同士の議論も入られて、多方向授業も行った。	法務講師が、詳細な当事者の主張の構造を黒板で図示	教員が質問しながら授業を進めることによって理解度をチェック。	最後の授業で小テスト実施することによって、学生は復習の機会が与えられた。	
民法法 演習2	毎回1週間前までに授業進行表を予習資料と共に配布し学習のテーマを提示すると共に、関連質問を与えている。	授業は机をコの字型に並べ、教員は中を歩き回りながら双方向の問答をしながら解説している。	モデル訴状、答弁書等できるだけ具体例を示している。事案は板書で図解し、基本事項も板書している。	第1回と終盤に練習問題を解かせ、この間数回レポートを書かせている。	すべての事項につき教科書で確認するようページ数を指示している。レポート・答案の添削はしないが、模範となるものを2、3コピーして配布し解説することが多い。	
民法法 演習3	前半の判例研究の授業では、全員に事前に対象判例の事案・判旨のレポート提出させている。後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、事前にレジュメと質問事項を配布している。	教員の質問に答えさせる形で双方向授業を行っている。	後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、司法研修所作製のビデオテープを視聴させながら授業をしている。	前半の判例研究の授業では、最後に中間試験を行い、後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、毎回小テストか事件をどう見るかのアンケートを行っている。	前半の授業では、中間テストを添削して返却しており、後半の授業では、ビデオ視聴の前か後に、訴訟手続について解説している。	
民法法 演習4	授業開始前に項目・分野ごとの進行予定表を提示し、毎回理解検討すべき事項とその位置づけを確認しつつ授業。関連判例・論文を事前に指定。	学生主導の議論を喚起できるよう導入・指導し、学生も積極的に質問・参加		教材のミニテストの実施の他、毎回レポート提出を課し、次回の授業の冒頭で復習として確認・解説	レポートを添削して返却し、解説・講評	冬季休業期間中、実際の会社関係書類（一部匿名化）を教材に課題与え、レポート提出

民事法 演習5		教員の質問に答えさせる形で双方向授業		毎回事例問題与え、起案提出	起案を添削の上返却	
刑事法 演習1	事前に各回の課題判例の一覧表を配布し、毎回事前にレジュメを配布している。	毎回3名程度のレポーターに判例の概要・判旨・問題点・関係判例のレポートを提出させ、授業で口頭で報告させ、レポーターとの質疑、受講者に対する質問をできるだけ行っている。		毎回10分程度の小テストを実施し、学期後半に、課題で取り上げた問題点を中心とした事例問題による達成度確認テストを実施している。	達成度確認テストは添削し、コメントを付して返却している。	
刑事法 演習2	初回の授業で、各回のテキストの実施予定範囲を明示したレジュメを配布している。インターネット上に授業までに読んでおく資料を指示することもある。	随時学生に質問を発しながら授業を進めている。	パソコン画面をスクリーンに映写し判例等の資料説明	毎回授業の最後に小テストを実施し、時間のとれなかった時はレポートを提出させている。	小テスト、レポートの内容によって、添削の上返却している。	
刑事法 演習3	具体的な課題を事前に告知	全員に質問。必要に応じてグループ討論	パソコン画面のプロジェクター表示により図面・一覧表等を示す。	希望者に、オフィスアワーに刑法・刑事訴訟法の補習	達成度確認テストは添削し、コメントを付して返却している。	

h. 法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されることが重視されている。

法科大学院は法曹養成を目的とする専門職大学院であるから、そこで行われる授業は、いずれも、多かれ少なかれ「理論教育と実務教育との架橋」となる性質を有するべきものといえる。しかしながら、法科大学院の法曹教育においては、司法研修所の実務教育に連なる教育課程として、特に、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目として位置づけられる科目を設置することが必要であり、これらの科目の授業は、「理論と実務の架橋を目指した科目」であることを明確に意識して実施されなければならないと考えている。

そして、その実際の取り組みは、教員、教材、授業内容（理論教育の実務的検討・実務教育の理論的検討）の他、研究者教員と実務家教員の相互理解と連携等から多面的に構築される必要がある。

法務研究科においては、民事系では、「民法基礎演習1・2」、「民事法演習1～3」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」および「模擬裁判（民事）」が、刑事系では、「刑事法演習1・3」、「刑事実務の基礎」および「模擬裁判（刑事）」が、「理論教育と実務教育との架橋」となることを明確に意識して授業を行っている。

ア. 民事系

(ア) 理論教育の中で実務への方向性を示す授業

民事系の科目では、「民法基礎演習1・2」、「民事法演習1・3（ただし、民事法演習3）は前半）が、理論教育の中で実務への方向性を示す授業である。

これらの授業は、事前の綿密な準備を経て、授業全体の内容を把握した研究者教員と実務家教員が毎回の授業に同席し、まず、実務家教員が、当事者がどのような主張をしているか、何故そのような主張をしたのかを要件事実を念頭に置きつつ検討させて事案整理を行い、その後研究者教員が最高裁の理論構成、考え方、結論の妥当性について考えさせている。

(イ) 理論と実務との結び付きを示す授業

① 「民事法演習2」

「民事法演習2」は、手続法に重点をおいた実体法と手続法との総合科目である。この科目では、担当教員が他の法科大学院教員と協同で開発した、実際の訴訟事件を基礎にして設問を組み立てた教材にしたがって授業が進められている。この教材は、事例に則して民事訴訟法の理論を考えさせる内容のものであって、これを使用して進められる授業は、自ずから民事訴訟法理論が実際の民事訴訟の中にどのように具現して行くかを学生に学ばせるものとなる。

② 「民事法演習3」（後半）

「民事法演習3」（後半）は、司法研修所の「民事訴訟第1審手続の解説」とそのビデオテープを教材にして演習形式で民事訴訟第1審の訴え提起から判決言渡しまでを概観させる授業であるが、この授業は、元裁判官の実務家教員が、「民事訴訟第1審手続の解説」の事件記録とビデオテープに則して、その民事訴訟法的基礎や要件事実を見ていくものである。2年次後期に開講されるこの授業は、それまで学生が身につけてきた民事実体法・手続法の知識を、3年次前期に開講される後記「民事実務の基礎」に結びつけることを意識して展開されている。

(ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

① 「民事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の実務家教員が数回にわたり要件事実の基礎理論を講義し、法曹会の「問題研究 要件事実」で演習を行った後、元司法研修所弁護教官の実務家教員が事件の受任、訴状・答弁書起案等の演習を行い、再び裁判官出身の実務家教員が、市販の事件記録教材に従って、第1回口頭弁論から判決に至るまでの裁判官の訴訟運営を演習形式で学習させ、

最後に、弁護士の実務家教員が、保全・執行の問題演習を行っている。この科目は、裁判官と弁護士それぞれの立場から、訴訟を中心とする民事紛争をいかに処理すべきかを学ばせるものであるが、元裁判官と元研修所弁護教官が担当者であることから、単なる実務のノウハウを伝授するというものではなく、常に、その実務が、どのような実体法や訴訟法の理論に裏付けられているのかを考えさせるような内容のものになっている。なお、両教員は、いずれも他方が担当する授業にも同席し、相互に相手の担当部分の授業内容を熟知した上で、自己の担当部分の授業を行い、また、必要に応じて、相手方担当部分で意見を述べている。

②「法文書作成」

この科目は、法文書を作成することを通して、法律問題を把握し、その解決を考える科目である。その授業は、各学生が訴状、契約書等を起草した上で、実務家教員が、2、3の参考答案を示し、これに検討を加えながら進められるが、その際、文書の記載内容の理論的な検討も十分に加えている。

③「模擬裁判（民事）」

この科目は、学生に裁判官役、原告代理人役、被告代理人役、本人役、証人役をそれぞれ配役して、事件記録教材に基づき、争点整理以降判決までの模擬裁判を5日間にわたって行うものである。

この科目では、元司法研修所弁護教官が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員が裁判官役の相談役となり、2名の弁護士実務家教員が1名ずつ原告・被告代理人の相談役となって、随所で学生にアドバイスを与えながら訴訟手続を進めさせ、毎日最後に、各教員がその日のコメントを行うという形で授業が行われている。

そして、この授業においても、常に模擬裁判の訴訟経過や自らの訴訟活動を、要件事実や民事訴訟法に照らして検討させており、実務の理論的裏打ちを体感させる内容のものとなっている。

イ. 刑事系

(ア) 理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目

刑事系では、「刑事法演習1」（刑法中心）が、理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目である。

この授業においては、重要判例を課題としているが、毎回小テストを行って事案の把握を確認した上、最初に報告者の報告を受け、その検討（事案の特徴・各審級の判断の差異、判断の射程等についてできるだけ多数の学生との質疑応答）の後、教員が重要な法律問題について解説している。その際、実務家教員が実務体験を踏まえた補足的解説を行い、研究者教員が最新の理論的な問題点等の補足的解説を行って事案の把握、具体的事案における法理論の機能と限界等について考えさせるように努め、実務への方向性を示している。

(イ) 理論と実務との結びつきを示す授業

刑事系の科目で、理論と実務の結びつきを示す授業を行っているのは、「刑事法演習3」（総合）である。

この科目は、「刑事法演習1」と同様に実務家教員（刑法担当）と研究者教員（刑訴法担当）が、重要判例に加え、「刑事法演習1・2」で扱えなかった判例、最近の改正法等についても取り上げ、学生との質疑応答を基本として学生に問題点を考えさせ、刑事実務に関する授業の成果も踏まえた総合的な理解を深めるように努めている。授業には、分担にかかわらず教員両名が原則として同席して相互に補足的なコメントをし、理論と実務の架橋を図っている。

(ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

①「刑事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の教員、派遣検察官教員、元司法研修所弁護教官の教員の3名で担当し、その回のテーマに応じて主任の担当者を定めるが、それ以外の教員も原則として全員同席し、授業内容を把握した上、それぞれの実務経験から補足的なコメントを加え、裁判、検察、弁護という法曹3者の視点を提供している。加えて、刑事法の研究者教員（刑訴法担当）にオブザーバー参加を求め、ほとんどの授業を参観した上、学生の理解度や反応等についてもその意見を聞き、学生の理解度を向上させるように努めている。本年度は、実務科目として、実務運営の実際とそれが理論的にどのように裏打ちされているか、通説や判例の基準とのずれがなぜ生じるかなどについて学ばせるため、事件記録教材による起訴状・弁論要旨の起草、刑事裁判記録教材による判決の起草、事例研究教材による問題点の検討のほか、教員が個人的に作成した実際の事件に基づく刑事弁護教材による起訴前弁護の問題研究（レポート提出）、同じく訴因変更請求書等の事例を匿名化した事例集による訴因変更の要否・可否、その理論的根拠等の検討（レポート提出）をさせ、いずれも学生の理解度を前提として授業で講評・解説をした上、コメントを付して返却し、希望者にはその再提出を許し、再講評等もオフィスアワー等で個別に行い理解を深めさせるように努めている。

②「模擬裁判（刑事）」

この科目は、「刑事実務の基礎」と同じ実務家教員3名で担当するほか、司法研修所所付経験のある法務講師にも協力してもらい、模擬公判実施日には、全教員と法務講師が同席するほか、研究者教員（刑訴法担当）が参観し参考意見を述べ、理論的な裏打ちを確認している。授業冒頭に、学生全員に対し、適切な事件（1回結審予定等）の法廷傍聴を東京地裁において実施して実際の裁判手続の流れを再確認させ、学生の活動は記録教材に基づくものの、その記載どおりに行わせるのではなく、訴訟法規に則り、可能な限り学生の判断において、検察官役は捜査資料の選別、起訴状の作成・提出、請求証拠の選

別、証人尋問等の立証活動、論告・求刑等、被告人・弁護人役は、弁護方針の検討・決定、罪状認否、検察官請求証拠に対する意見、反対尋問等の反証活動、弁論等、裁判官役は、手続の進行、証拠の採否決定、訴訟指揮、補充質問、判決等を行わせることとしている。捜査記録・資料が充実している公判演習教材を基本に教材を年度ごとに異なる事例としている。教員や法務講師による指導・助言は、事前・実施中は、法律問題・実務的な問題ともに一般的な事項の解説・運用の紹介等に止め、実施途中における講評もその後の進行に影響を及ぼさない程度に留め、判決終了後の全体講評において具体的な訴訟活動の当否・問題点等にふれることとしている。このように、手続を実践的に体験・参加させることにより、学生の刑事訴訟手続、刑事手続法についての理解が格段に深まり、理論と実務の架橋としての役割を十分果たしている。

(3) 他の「理論教育と実務教育との架橋」となる授業

このほかに、理論と実務の架橋という考え方は、展開・先端科目群の科目においても取り入れられている。

「行政手続法」では、担当教員が、行政訴訟の専門家弁護士をゲストスピーカーに招き、授業で使用する事例問題も協同で作成している。

また、研究者教員と実務家教員が合同で担当する科目（「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」など）も開設されている。

(9) また、法科大学院では、臨床科目が適切に開設され実施されていることも重視されている。

法務研究科で開設されている臨床科目の内容と履修状況（履修人数と単位修得人数）は次のとおりである。

ア. 模擬裁判（民事）

履修状況	2005年度	履修人数	18名	単位修得人数	18名
	2006年度	履修人数	24名	単位修得人数	23名

イ. 模擬裁判（刑事）

履修状況	2005年度	履修人数	19名	単位修得人数	19名
	2006年度	履修人数	34名	単位修得人数	32名

ウ. エクスターンシップ

履修状況	2005年度	履修人数	2名	単位修得人数	1名
	2006年度	履修人数	7名	単位修得人数	7名

法務研究科では、授業の効果向上に向けた次のような工夫がなされている。

ア. 「模擬裁判（民事）」における効果向上に向けた工夫

元司法研修所弁護教官の実務家教員1名が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員1名が裁判官役の、2名の弁護士実務家教員が1名ずつ原告・被告代理人の相談役について手続を進めながら、毎日の最後に、教員がコメントを行うという形で授業が進められている。このコメントでは、各教員が、それぞれの立場から、実践的かつ理論的なコメントを、手続の流れに即して詳細に行っており、学生が、訴訟実務をシミュレートした直後に、自分たちの訴訟行為を実務的・理論的検証ができるように進められている。

また、毎日、結果報告書に、当日行った内容・反省点・意見・疑問等を記載させて提出させ、翌日の授業には教員がそれを読んで臨み、適切な指導をすることができる態勢を採っている。

イ. 「模擬裁判（刑事）」における授業の効果向上に向けた工夫

この科目は、「刑事実務の基礎」と同じ教員3名で担当しているが、この教員3名は、授業内容はもちろん、学生に対する説明、扱う教材の選定、準備期間・内容、公判実施の日程、参加人数、各役割の割当方法、責任者の指名方法等を含めて、授業実施の前後のほか、シラバス作成、履修希望者への説明会、学生の選別・決定の際などにも事前打合わせを綿密に行っている。とりわけ、この科目は、試行錯誤の要素が多いため、それまでの実施結果、授業アンケートのほか、学生からの要望・意見（授業終了時全員に提出させている）等を十分に考慮している。そして、このような改善・検討の結果、授業冒頭に、学生全員に実際の刑事事件の法廷傍聴をさせて裁判手続の流れを再確認させること、学生の検察官役、被告人・弁護人役、裁判官役としての活動は、記録教材に基づくものではあるが、その記載どおりにするのではなく、各人が、それぞれ、割り当てられた立場から、訴訟法規に則り、可能な限り自分の判断で訴訟活動を行うこととした。そして、教員による指導は、事前・実施中は、法律問題・実務的な問題ともに一般的な事項の解説・運用の紹介等に止め、実施途中における講評もその後の進行に影響を及ぼさない程度とし、判決終了後の全体講評において具体的な訴訟活動の当否・問題点等にふれることなどが、運用上確立された。また、証拠調べ終了と論告・弁論と判決との間にそれぞれ準備時間をより多く確保したこと、コピー機の利用等資料作成等の便宜供与をしたことなどの具体的な改善点も出てきている。今後の検討課題として、学生の負担軽減のため、補助者役の配置（1・2年生の活用）、準備期間中の指導の充実（特に、裁判官、証人役等）なども挙がってきている。

ウ、エクスターンシップにおける授業の効果向上に向けた工夫・適法性の確保状況

(ア) 授業の効果向上に向けた工夫

学生には、事前に受入事務所との打合せを行わせ、受入事務所からは、エクスターンシップ予定表が学生に交付されている。エクスターンシップ終了後、受入事務所の指導責任者に、「エクスターンシップ結果報告書」を作成してもらい、学生には、「エクスターンシップ成果報告書」を提出させている。

(イ) 適法性の確保状況

受入事務所の指導責任者が、依頼者等と面接するときには、法科大学院生であることを説明して、立会の承諾を得ており、裁判所等の手続に立ち合わせようとする場合には、法科大学院生を同行していることを報告して指示に従っている。

記録の検討等は、受入事務所において行わせている。

(ウ) 守秘義務への対策・損害賠償保険への加入

守秘義務への対策として、事前に守秘義務について説明した上で、「誓約書」を作成させ、提出させている。損害賠償保険に加入している。

次期短期目標

リーガルクリニックを実施，定着させる。

③国際化への基本方針

実施活動

法務研究科の国際化への基本方針

法務研究科のカリキュラムとしては、国際公法に関する科目（「国際法」・特別演習7〔国際法〕）を開設しているほか、国際私法に関連するものとして、「国際取引と国際私法」と「国際取引と国際民事訴訟」を開設し、専任教員を配置している。この国際私法の科目は、いずれも選択科目（展開・先端科目）ではあるが、研究者教員と渉外事務所の弁護士とが2名1組となり、理論と実務の両面から、少人数の学生を指導している。

また、立教大学内部の研究機関である「ビジネスロー研究所」では、とくに、法務研究科の学生を対象に、「法務研究科特別セミナー」を開催し、現在の社会が直面している最先端の法的問題にふれる機会を設けている。同セミナーでは、法務研究科の学生に対して、その国際性を涵養するためのテーマを多数取り扱っている。とりわけ、2005年2月と2006年1月には、法務研究科独自でパリ第2大学の教授を招き、フランスの担保法改正の動向と、ヨーロッパにおける法と経済のグローバリゼーションに関する講演を行った。これらの講演会は、法務研究科特別セミナーの一環として位置づけられている。

さらに、2006年10月には、法務研究科の仲介により、立教大学とパリ第2大学との協定が締結された。パリ第2大学は、法学部と経済学部から成り、とりわけ、法学に関しては、フランス語圏において最も伝統と権威のある大学である。日本からも、多くの法律の研究者および実務家が留学し、この大学と立教大学が提携したことによって、同大学との学術交流がより一層深まると思われる。法務研究科としても、希望する学生がいれば、パリ第2大学に留学させることも可能である。

また、カナダのロースクールであるクイーンズ大学への留学制度も、学生に対しては紹介している。同大学とはいまだ提携するには至っていないが、今後、学生の中に留学を希望する者があれば、同大学とも、暫時交流を深めてゆきたいと考えている。

このほか、法務研究科の学生も、国際センターの長期および短期の留学制度を利用することが可能である。

次期短期目標

選択科目や特別セミナーでの国際化の充実を図る。

④学位授与・課程修了の認定

実施活動

法務研究科の学位授与・修了認定

修了認定の基準については、立教大学専門職大学院学則に基づいて、法務研究科の課程に3年以上在学して授業を受け（法学既修者に対する短縮制度あり）、かつ94単位以上を修得した者と定められている。

修了認定については、立教大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会の審議を経て、研究科委員長が文書で総長に報告の上、総長が大学院委員会の審議を経て学位授与の可否を決定する手続がとられる。

修了認定基準および手続については、履修要項に、専門職大学院学則、学位規則等の必要な文書が記載されており、これによっ

て学生に周知されている。

次期短期目標

現制度の適正な運営を図る。

教育改善への組織的な取組み（大学院）

①FDへの取組み

実施活動

a. 法務研究科における自己点検・評価活動

法務研究科は、教員が19名であるが、研究科委員会を構成する専任教員が少なかったため、従来、自己点検・評価活動についての独自の委員会はなく、自己点検・評価活動は、法務研究科の組織運営の一環として、法務研究科委員会（隔週）において行うとともに、研究科委員長と2名の専攻主任とで構成される執行部会（週1回）において行っていた。しかし、2007年3月に自己点検・評価委員会を立ち上げ、現在は同委員会で自己点検・評価活動を行っている。

このほか、教育の改善を目的としたFD委員会を設置している。このFD委員会は、当初、2名の専攻主任（民事と公法の研究者教員）によって構成されていたが、その後、法務研究科委員長と刑事法教員も加わり、現在では4名のFD委員が存在する。このFD委員会での教育改善の提案を受けて、法務研究科委員会がそれを審議し、その決定事項を、特任教員や法務講師をも加えた拡大研究科委員会において報告している。

b. 法務研究科委員会の機能

法務研究科は、既存の学部からは独立した研究科であり、その組織運営は、法務研究科委員会が行う。研究科委員会は法務研究科の専任の教員で構成される。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は法務研究科を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となる。研究科委員会には採用、昇格、人事の専門委員会を置き、研究科委員会としての機能を果たしている。研究科委員会は、カリキュラムおよび時間割の編成等も行い、学生からの授業評価アンケートをFD委員会が集約して、カリキュラムの改善を心がけている。例えば、2006年度には、FD委員会の提案に基づき、法務研究科の開設以来採用されてきた先修制を改め、進級制の導入を法務研究科委員会で決定した。その理由は、先修制が複雑であり、時間割の編成が困難となることが予測されることにある。また、学生の授業評価アンケートをもとに、カリキュラムの変更も行った。このように、法務研究科委員会では、法務研究科の管理運営全般について審議し、常にその改善に向けての取組みを行っている。

なお、実務家教員であるいわゆる「専門職特任教員」には教学上の議事の際は、法務研究科委員会への出席を求めることができるが、通常の運営管理については出席を義務とはしていない。

次期短期目標

- (1) FD委員会の権限・活動内容を明確化する。
- (2) FD活動の意義と必要性について法務研究科内部でコンセンサスを形成する。
- (3) 長期的視点に立った組織的なFD活動を展開する。
法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定
- (4) アンケートの回収率の向上に努める。
- (5) アンケート結果を授業方法改善に反映させる組織的取組みを行う。

②教育効果の測定

実施活動

法務研究科は、卒業生の大半が司法試験を受験し、合否が直ちに数字になって表れるという特徴がある。法科大学院の教育効果は、単に司法試験の合格率だけでなく、真の法曹育成であるが、司法試験合格もまた、重要な教育効果である。

法務研究科では、この司法試験の合格率に満足を得られていないため、入学試験の成績、在学中の成績、司法試験の合否の相関関係について、内部的に調査している。真の法曹育成については、法務研究科は昨年漸く完成年度を終えたばかりなので、その教育効果の測定には、今少し年限の経過が必要である。

次期短期目標

FD活動において、学生の成績の伸張度について意見交換する。

学生の受入（大学院）

① 入学者受入方針

実施活動

法務研究科の入学者受入方針

適切な学生受け入れ方針、選抜基準および選抜手続きが明確に規定され、適切に公開されていること。

a. 現状

イ. 学生受入方針

本法科大学院は、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、以下のコンセプトを掲げて創設された。

① 等身大の人間へのあたたかいまなざしをもち、豊かな教養と幅広い識見に基づいた深い思考と洞察ができる法律家の養成

② ①の素養を備えたうえでアクティブな実践力を有する法律家の養成

本法科大学院は、このようなコンセプトの下で、少数精鋭の、密度の濃い教育を行う。入学者選考にあたっては、公平性、開放性、多様性の理念を中核に据えた上で、このような教育にふさわしい能力と資質があるかどうかを問う試験を実施する。

このうち能力の面は、適性試験によって測られる基礎的な学力、小論文試験によって測られる文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、文章による論理的な表現力、法律科目試験によって測られる法律基本科目に関する基礎的な学力、面接試験によって測られるコミュニケーション能力や社会問題に対する関心度と理解力など、さらには大学における学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の任意提出書類などによって総合的に判定することになる。

また、資質の面は「こころざし」、つまり法曹をめざすに至ったのはなぜか、法曹になって何をするのか、などについて自己推薦書、面接試験によって測る。漠然とした「あこがれ」ではなく、目的意識を明確にもった「こころざし」こそ、入学した後の勉学へのエネルギーとなるはずだからである。

最終的には、これら各種の試験の結果を総合的に評価して、立教法科大学院の教育を受けるにふさわしい、バランスのとれた能力をもち、さらには「こころざし」を掲げて、それに向かって真摯に努力を重ねる意欲と資質を兼ね備えた人材の選考を行う。

以上のポリシーは、本法科大学院のカリキュラムや学習環境のほか、奨学金制度などにも一貫して反映されている。

② 学生募集方法

実施活動

法務研究科の学生募集方法

選抜基準

a. 社会人・他学部卒業（見込）者について

「社会人」または「他学部卒業（見込）者」を募集人員の3割以上確保する目的で、第1次選考結果発表時において両者の占める割合が3割以上となるように配慮している。両者の定義は、以下の通りである。

「社会人」とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、2007年4月1日現在満25歳以上の者をいう。

「他学部卒業（見込）者」とは、法律学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）[以下の例を参照] 以外を卒業（見込）した者をいう。

両者に、該当するかどうかは、提出された書類をもとに、出願後に本法科大学院が審査する。

[法律学を主たる専攻とする学科例]

法学	法律学	私法学	公法学	経営法学	法律政治学	法政学	国際・比較法学
企業法学	国際企業関係法学	法政コミュニケーション	地球環境法学	国際関係法学	現代法学	現代ビジネス法学	総合実践法学

b. 出願コースの選択について

出願時に、「3年標準型」コース、「併願（3年標準型移行合格）」コース、「2年短縮型」コースを選択させている。なお、出願後のコースの変更は、一切できない。

c. 「併願（3年標準型移行合格）」について

「併願（3年標準型移行合格）」コースは、第2次選考と第3次選考において、まず「2年短縮型」コースについて選考し、これに不合格の場合（補欠者となった場合を含む）は「3年標準型」コースについて選考し、合格点に達していれば、「3年標準型」に移行合格できるコースである。

「併願（3年標準型移行合格）」コースに志願したことによって、「2年短縮型」コースの合否判定に有利不利が生じることは

一切ない。また、選考料も専願者と同額である。

ただし、「3年標準型」に移行合格後、「2年短縮型」に繰り上げ合格となった場合は、自動的に「2年短縮型」合格者となる。

d. 適性試験の取扱いについて

出願にあたっては、独立行政法人大学入試センター（以下、DNC）または（財）日弁連法務研究財団（以下、JLF）が2006年度に実施した法科大学院（統一）適性試験を受験していることが条件となる。出願時に、成績カード（成績証明書）を提出させるとともに、第2次選考試験日に法科大学院（統一）適性試験受験票を持参させる。

本法科大学院では、JLFのホームページで公表される「対応表」を利用して、JLFの統一適性試験の成績をDNCの適性試験の成績に換算して評価している。両方の適性試験を受験した者は、「対応表」に基づき、自己の能力を証明する上で最適と判断した方の成績のみを提出することができる。

e. 3年次在学出願について

4年制大学の第3学年に在学している者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本法科大学院が認める者につき、入学を認める制度（いわゆる「飛び入学」制度）を導入している。

選抜手続（『2007年度法務研究科入試要項』より）

事 項	日 程	備 考
出願資格審査受付期間（注）	8月1日（火）～8月3日（木）	出願資格第4号、5号、7号の志願者のみ
出願受付期間	8月30日（水）～9月5日（火）	出願はすべて郵送に限ります。締切日の郵便局消印有効
第1次選考結果発表日	9月22日（金）	合格者には第2次選考の集合時刻・集合場所等を記載した受験票を送付します。
第2次選考（筆記試験）	10月1日（日）	
第2次選考結果発表日	10月13日（金）	合格者には第3次選考の集合時刻・集合場所等を記載した受験票を送付します。
第3次選考出願受付期間	10月13日（金）～10月20日（金）	第3次選考料の納入 締切日の金融機関取納印有効
第3次選考（面接試験）	10月29日（日）	
合格者・補欠者発表日時	11月11日（土）11時	合格者には、入学手続書類等を送付します。
第1次入学手続期間	11月13日（月）～11月22日（水）	入学金を含む学費その他の納入金の納入
補欠からの合格者発表日時 補欠からの合格者	12月1日（金）11時	補欠からの合格者には、入学手続書類等を送付します。
第1次入学手続期間	12月1日（金）～12月15日（金）	入学金を含む学費その他の納入金の納入
第2次入学手続期間	2007年2月1日（木）～2月7日（水）	入学手続書類の提出

毎年度6月上旬に『法務研究科入試要項』およびホームページにて、上述の情報を公開している。

次期短期目標

3年標準型と2年短縮型の独立募集制度を定着させる。

③入学者選抜方法

実施活動

法務研究科の入学者選抜方法

a. 法務研究科の入学者選抜の基準は、以下のとおりである。

イ. 適性試験によって測られる基礎的な学力。出願時に適性試験成績表を提出させ、第1次選考の際、その成績を参照する。

ロ. 小論文試験によって測られる文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、文章による論理的な表現力。第2次選考として、3年標準型（未修者）・2年短縮型（既修者）双方に実施される小論文問題作成時、および採点時に上記の趣旨を担当者がその都度事前に確認しつつ、各作業をすすめる。

ハ. 法律科目試験によって測られる法律基本科目に関する基礎的な学力。2年短縮型（既修者）を志願した学生に対し、第2次選考において法律科目試験（公法、民事法、刑事法）を課し、その学力を測る。

ニ. 面接試験によって測られるコミュニケーション能力や、社会問題に対する関心度と理解度など。面接試験（第3次選考）前に面接官担当者を招集し、『法務研究科面接実施要領』に沿って、面接の目的・着目点・面接内容・留意事項・評価の方法について説明会を行う。面接官が複数チームになっても、同じ基準で面接できるよう事前確認を行う。

ホ. 学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の任意提出書類の提出による総合的判断。出願時に学業成績（社会人は任意）、志願者報告書（経歴を記載）、任意提出書類を出願時に提出させ、それらを第3次選考の際、面接資料として参照する。

b. 法学既修者の選抜基準・手続について

イ. 選抜基準

「2年短縮型コース志願者（既修者）」を対象に法律科目試験を課す。まず、公法、民事法、刑事法各科目の基準点による選考を行い、すべての科目の基準点を超えた者で、さらに法律科目試験の合計点による選考を行う。

【参考1】第12回法務研究科開設準備室会（2004年1月6日）

法務研究科法律科目試験採点要領の留意事項

各科目のうち1科目でもその30パーセント未満の者、またはその総得点が30パーセントに満たない者は、法学既修者としては認めないものとする。

【参考2】第14回法務研究科開設準備室会（2004年1月23日）

法律科目査定会

法律科目3科目のいずれかについて、得点が満点の30パーセント未満の者を席次付与対象から除外する、前回の室会で決定した案に加えて、25パーセント未満のものを除外する案を検討した結果、25パーセント案を採用することとした。（以下、後略）

ロ. 選抜手続

第2次選考時に、法学既修者に対し以下の筆記試験を課す。

公法（憲法・行政法）100点

民事法（民法・民事訴訟法・商法）150点

刑事法（刑法・刑事訴訟法）100点

c. 既修単位の認定基準・手続

イ. 認定基準

第2次選考における法律科目試験において、選抜基準を超えたもの（各法律科目の基準点をすべて超えたもの）。

ロ. 認定手続

「2年短縮型」入学時に必修科目30単位（詳細は、以下の（3）を参照）一括認定する。

d. 「修得したとみなされる単位」と選抜・認定の基準・方法の関係

イ. 選抜・方法

第2次選考に合格したものは、すべての法律科目試験の基準点を超えているため、法律科目における基本的な学力を有するとして、以下の科目の単位を入学時に一括認定する。

ロ. 認定内容

①公法（憲法・行政法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。

公法1（2単位）、公法2（2単位）

②民事法（民法・民事訴訟法・商法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。

民法1（4単位）、民法2（2単位）、民法3（2単位）、

民事手続法1（2単位）、

商法（4単位）、

民法基礎演習1（2単位）、民法基礎演習2（2単位）

③刑事法（刑法・刑事訴訟法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。

刑法1（2単位）、刑法2（2単位）、

刑事手続法1（2単位）、刑事手続法2（2単位）

e. 法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容が開示されている媒体と開示時期（※カッコ内は開示時期を示す。）

イ. 法学既修者の選抜基準・手続

HP（随時）・入試要項（6月上旬）

ロ. 既修単位の認定基準・手続

HP（随時）

入試要項（6月上旬）

履修要項（4月上旬）

f. 既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことがあるか。

3年標準型（未修者）・2年短縮型（既修者）の併願を認めているので、各種入学試験説明会・相談会において、併願制度を設ける趣旨、既修者認定についての一般的な説明を行い、入学希望者から個別の質問があった場合にも、できるだけ詳細に説明し、その趣旨を理解できるようにこころがけている。学生に対しては、すでにその趣旨が周知されているので、正式な機会を設けて、意見を聴取したことはないが、個別の意見が出た場合には、対応できるようにしている。ただし、そのような意見、質問を受けたことがないので、疑問・意見等はないものと思量する。

g. 各年度の入学者数、法学既修者数

	2004年度		2005年度		2006年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	67	21	65	27	86	32
学生数に対する割合	100%	31.3%	100%	41.5%	100%	37.2%

- h. 既修者認定・既修単位認定が、定められた選抜・認定の基準・手続き（2-2-1参照）に従って実施されたかどうか。
例年、既修者として志願した受験生に法律科目試験を課し、一定の成績以上を修めたものに対し入学を許可する。また、本研究科1年次に配当される必修科目を修得したものとして、定められた単位を入学時に一括単位認定している。
- i. 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

a. 現状

	法学部出身者	他学部出身者	実務経験者等	合計
入学者数 2006年度	52	20	14	86
合計に対する割合	60.4%	23.3%	16.3%	100%
入学者数 2005年度	42	7	16	65
合計に対する割合	64.6%	10.8%	24.6%	100%
入学者数 2004年度	33	13	21	67
合計に対する割合	49.3%	19.4%	31.3%	100%

「他学部出身者」の定義

「他学部卒業（見込）者」とは、法学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）以外を卒業（見込）した者。

《法律学を主たる選考とする学科例》

法学、法律学、私法学、公法学、経営法学、法律政治学、法政学、国際・比較法学、企業法学、国際企業関係法学、法政コミュニケーション学、地球環境法学、国際関係法学、現代法学、現代ビジネス法学、総合実践法学

「実務等経験者」の定義

「社会人」とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、（2007年度入試出願の場合）2007年4月1日現在満25歳以上の者をいう。

「他学部出身者」、「実務等経験者」それぞれの定義理由

イ. 「他学部出身者」の定義

「他大学の『他学部』を正確に把握するのは、実質的に困難であるが、主要大学の学部一覧表を基に学科単位で『他学部』の認定をしていく。よって、法学部法律学科以外は他学部になる可能性があるので受験生には個別に問い合わせをしてもらうことで対応する予定である。」（2003年10月15日 法務研究科開設準備室会 第8回記録）

ロ. 「実務等経験者」（＝「社会人」）の定義

社会人の定義は『修士課程までの出願資格条件を満たし、出願時までに2年以上の社会的実践活動を経験している者』とする。（2003年5月20日 第11回法科大学院入試・広報小委員会記録）

なお、本法科大学院では、第1次選考の結果として、他学部出身者、社会人（実務等経験者）が3割以上になるようにする旨、入試要項、入試説明会・相談会で告知し、説明しているが、そのような措置を採らなくても、第1次選考の結果、3割以上となっており、第3次選考の結果も、3割以上となっているので、まったく問題なく、法科大学院設置の趣旨が満たされている。また、ホームページ（入試について→4. 入試概要）、および入試要項に以下の文章を記載し公表している。

「『社会人』または『他学部 卒業（見込）者』を募集人員の3割以上確保する目的で、第1次選考結果発表時において両者の占める割合が3割以上となるよう配慮します。両者の定義は、以下の通りとします。

『社会人』とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、2007年4月1日現在満25歳以上の者。

『他学部卒業（見込）者』とは、法学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）以外を卒業（見込）した者。

両者に、該当するかどうかは、提出された書類をもとに、出願後に本研究科が審査します。」

次期短期目標

- （1）よりの確に資質の高い学生を選抜する入学者選抜方法を実施する。
- （2）法学既修者試験、法学検定試験及び旧司法試験の加点制度を定着させる。

④定員管理

実施活動

定員管理

04年度			05年度			06年度		
入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A
70	67	95.71%	70	65	92.86%	70	86	122.86%

[注]

- 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数を用いる。
- 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示。

2006年度は、3年標準型合格者の入学手続者が予測を上回ったため、入学者数が入学定員の120%を超えている。しかし、3年間の平均入学者数は72.67人、(103.81%)で、入学定員を10%上回っていない。

次期短期目標

3年標準型と2年短縮型各35名を目途として定員管理を行う。

教員組織（大学院）

①教員組織

実施活動

法務研究科の学生収容定員は210名であり、専任教員総数は19名である。

専任教員の適格性については、教員の採用時に、履歴書、業績目録を提出してもらい、法務研究科委員会内に組織された人事委員会において選出された複数の報告委員が業績である著書、論文を読み、本法科大学院において担当する授業について適格であるかどうかを精査し、人事委員会、研究科委員会の2段階においてその内容を報告し承認するという厳格な手続きを行っている。

自己点検時においては、各教員から提出された新しい教員調書についてFD委員会が精査し、法科大学院開設時、採用時において適格であった教員についてもその後適格性を欠くことになっていないかを再度確認するという手続きを踏んでいる。

専任教員の担当科目の分野は、いわゆる基本科目については、次表のようになっている。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	2	1	1	1

また、研究者教員のほか、5年以上の実務経験を有する実務家教員が8名いる。

・専任教員全員の数と、その内の教授の数

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	17	2	19	8	0	8
計に対する割合	89.5%	10.5%	100%	100%	0%	100%

専任教員人数および年齢（2006年4月1日時点での年齢）

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	3	3	3	2	0	11
		27.3%	27.3%	27.3%	18.1%	0%	100.0%
	実務家教員	0	0	6	2	0	8
		0%	0%	75%	25%	0%	100.0%
合計		3	3	9	4	0	19
		15.8%	15.8%	47.4%	21.1%	0%	100.0%

・教員の年齢構成は、50歳代を中心として、30歳代から60歳代まで分布しており、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、理想的な年齢構成であると考えられる。

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男		9	8	19	6	42
		21.4%	19.1%	45.2%	14.3%	100.0%
女		2	0	4	1	7
		28.6%	0%	57.1%	14.3%	100.0%
全体における女性の割合		10.5%		16.7%		

ただし、教員のジェンダー構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点からすると、女性教員がやや少ない。

次期短期目標

専任教員の充実を図る。

②研究支援職員

実施活動

教員の教育及び研究を支援するため、法務研究科事務室には5名の職員（専任3・派遣2）が配置されている。この職員が、専任教員に協力して、法務研究科の運営を補助するとともに、教育の面では、教務関連事項と学生のサポートを行っている。また、研究支援に関しては、例えば、法務研究科の紀要（『立教法務研究』）を創刊すべく、出版社との打合せを行い、かつ、原稿を集めるなど、教員と出版社との橋渡しを行っている。

このほか、各授業ごとに、教員の補助のために、学生によるT A（ティーチング・アシスタント）を置いている（総数25名）。T Aは、各教員の指示により、教材作成の補助、授業準備、学生への伝達等を行っており、専任教員の負担軽減と潤滑な授業運営にとって、重要な役割を担っている。

次期短期目標

現状での適正な運営を図る。

③教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

実施活動

これまで、本法務研究科では、教員の公募は行わず、しかし、広くその人材を求めてきた。そして、教員の採用に際しては、法務研究科委員会内に人事委員会（専任教員3名による）を設置し、その人事委員会において、候補者の履歴及び業績を精査したのち、法務研究科委員会に提案され、多数決によって採用の可否が決められる。

また、昇格についても、法務研究科教員資格審査基準に照らし、昇格人事委員会が設けられ、業績等を精査したのち、法務研究科委員会において昇格の提案がなされ、議決する。これらの基準は、全学の基準に従うものである。

次期短期目標

現基準・手続での適正な運用を図る。

④教育研究活動の評価

実施活動

教育研究のための環境について、専任教員は、個別の研究室を有するほか、社会科学系図書館（平日は9時～22時30分）及び法務資料室を毎日24時間利用することができ、十分に整備されている。さらに、研究室のパソコン及び自宅のパソコンから、判例等のデータを閲覧することもできる。そのために、法律情報を提供する業者（TKC、レクシスネクシス等）と契約し、各教員にIDを付与している。

専任教員は、このような十分な研究環境を利用し、活発な研究活動を行い、成果を発表している。その研究成果は、各種学術雑誌や法律系の雑誌（法学教室、法学セミナー等）に掲載されるほか、従来から法学部が発行してきた立教法学（年4回発行）に掲載することができる。また、法務研究科も、今年度（2007年度）から、独自の紀要である『立教法務研究』を年1回刊行する。

次期短期目標

現状の教育研究環境の維持を図る。

⑤大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

実施活動

法務研究科の専任教員（研究者教員）は、法学部に付設されている従来型の大学院である法学研究科博士課程後期課程を担当することができ、隔週で開催される法学研究科委員会のメンバーとして出席している。また、科目担当においても、相互に人的交流を行い、法学部の専任教員が法務研究科の授業を担当することがある半面、法務研究科の専任教員も法学部の授業を担当している。また、法科大学院の開設後10年間は、法学部と法科大学院との併任が認められ、本法務研究科においても、5名の併任教員が存在する。

次期短期目標

現状の適正な運営を図る。

教育研究活動と環境

①研究活動

実施活動

一般に法科大学院の専任教員は、5年に1度行われる認証評価の際に、過去5年間の研究業績を審査され、その適格性を審査される。それゆえ、法科大学院の専任教員は、とりわけ研究業績が必要とされ、本学においても、法務研究科の専任教員は、毎年多くの研究業績を著している。

次期短期目標

紀要を発行する。

②研究における国際連携

実施活動

法務研究科の専任教員は、国際的にも活躍し、各種の国際会議で報告を行うほか、1名の教員は、隔年でフランスの大学（パリ第2大学）において講義を行っている。すなわち、2007年3月には、ナンシー大学（フランス）で担保法と契約法の講義を行ったほか、2008年3月にはパリ第2大学において、信託法の講義を行う予定である。他方、パリ大学からも研究者を招き、相互に研究面において、国際的な連携をとっている。

次期短期目標

現在の連携関係の維持を図る。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

実施活動

法務研究科では、付設の法曹実務研究所と連携し、学生及び特別研究生（法務研究科の修了生）に対して、答案練習や補習授業を行っている。加えて、法曹実務研究所では、弁護士とともに無料の法律相談を行い、その相談内容について、相談者の同意を得た上で、法務研究科の実務系科目の授業（2008年度開講のリーガルクリニック）に活用することを計画している。

また、法学部に付設されているビジネスロー研究所では、法務研究科の専任教員が公開講演会やシンポジウムを開催する際に、その事務を担当し、年数回の法務研究科特別セミナーを開催している。

次期短期目標

法曹実務研究所との連携を充実させる。

④経常的な研究条件の整備**実施活動**

教員が研究活動のために使用できる資金としては、個人研究費があり、図書費、消耗品費、出張旅費等に支出することができる。金額は、現在、1人あたり年29万円である。その他に、年3回、学会のための出張については別枠で申請により実費が支給される。これにより、学会に参加し、研修の機会が十分に確保されている。また、研究用のコピーについては、300枚分のコピーカードを1人当たり年間7枚支給し、自由に用いることができるように配慮している。

さらに、全学的制度として従来から研究休暇制度があったが、法務研究科専任教員については、開設後3年間、現実的にはほとんど利用することは不可能であった。しかし、今後の教員の研究活動にとって研究休暇制度は不可欠であることから、本法科大学院においても、来年度（2008年度）から研究休暇制度を利用して、各教員の研究の進展をはかる予定である。

次期短期目標

研究休暇を実施する。

⑤競争的な研究環境創出のための措置**実施活動**

本法務研究科では、2007年度に科学研究費補助金（基盤研究C）に専任教員のうち1名が申請し、これが採択されている。また、科学研究費補助金を継続して採択されている者も1名おり、専任教員が少ないにもかかわらず、競争的な研究環境創出には、意欲的に取り組んでいる。

次期短期目標

競争的な研究資金の申請に協力的な体制を整える。

⑥施設・設備等の整備**実施活動**

2005年3月、法務研究科のための施設を含む11号館が竣工した。この11号館は、本法科大学院の授業で使用する教室・演習室の他に、法務研究科研究生室、法務資料室、法務研究科教員研究室、法務研究科事務室及び模擬法廷教室を備えている。各階の構造・設備は、以下のとおりである。

(1) 6階：専任教員や法務講師の研究室が配置されている。研究生室とは1階違いで近接しており、学生は、オフィスパワー等を通じて、研究室で質問や学習方法のアドバイスを受けることができる。また、学生の人数が多いときは、研究室に併置された「打合せ室」(A605)が利用されている。

なお、兼任教員の研究室は、12号館の法学部研究室フロアに配置されている。

(2) 5階：エレベータ・ホールから法務研究科教職員・学生のみが入室できるようセキュリティ・システムで保護された5階フロアには、研究生室1室とミーティングルーム2室が併設されている。

研究生室には、学生定員数210名に対応したキャレル210席を設置し、1人1席を固定席として利用することができるよう、自習スペースが確保されている。各キャレルには、鍵つきのロッカーのほか、コンセントとインターネット端子が設置されており、学生は、自己のパソコンを接続して、図書館や各データベースへの接続が可能である。また、研究生室には2台のLANプリンタが設置されており、学生は自己のキャレルからプリントアウトすることができる。

ミーティングルームは、「共同研究室」および「談話室」として使用されている。「共同研究室」には6人用机が3台、パーティション用ボード、ホワイトボードおよび複数のコンセントとインターネット端子が設置されている。「談話室」にも6人用机が2台、ホワイトボードのほか、インターネットに接続されたパソコン1台が設置されている。

(3) 4階：法科大学院生専用の資料室である法務資料室が配置されている（後述）

また、法務研究科事務室があり、学生は、試験に関する情報等、学習に必要な情報を事務室において得ることができる。

(4) 2階：法科大学院の少人数教育に対応した講義教室（収容人数80人）が2室、演習教室（収容人数40人）が2室、配置されている。各教室・演習室にはAV機器が設置され、ビデオ・DVD教材を自由に使用できるほか、パソコンやOHCを使って資料等をスクリーンに直接投影しながら講義・演習を行うことができる（資料8-2「教務に関するご案内」24ページ）。

(5) 1階：最新のAV機器が備え付けられた模擬法廷教室が配置されている。同教室は、模擬裁判として使用されない時期には、演習教室として転用されている。

このように11号館は、法務研究科の教育研究にとって、充実した施設となっている。ただし、11号館2階の講義室及び演習室は、法務研究科の授業にとっては狭隘であり、また、4階の法務資料室も、学生数からするとかなり手狭である。施設のさらなる改善が望まれる。

次期短期目標

- (1) 講義室・演習室を、法科大学院教育に相応しいものに改善する。
- (2) 必要なキャレル数や適正な学習環境確保のための院生室の整備をする。
- (3) 資料室を法科大学院教育に相応しいものに拡充する。
- (4) 卒業生の増加に対応できるよう研究生の研究室を確保する。

⑧先端的な設備・装置

実施活動

最新のAV機器が備え付けられた模擬法廷教室が配置され、夏期には模擬裁判が行われるほか、普段は演習教室として利用されている。この模擬法廷教室は、学生に評判がよく、充実した最先端の設備である。

次期短期目標

現在の設備・装置の効果的な利用を図る。

⑨施設・設備等の維持・管理体制

実施活動

法務研究科の施設、とりわけ、院生室及びそこに配置されるパソコンやプリンタに関しては、法務研究科の執行部が管理し、その維持に配慮している。

次期短期目標

現在の維持・管理体制を継続する。

学生生活

⑤大学院学生の研究活動への支援

実施活動

法務研究科では、大学院学生の研究活動支援のために、特に次のような法務研究科独自の措置を行っている。

1 経済的支援

立教大学法務研究科給与奨学金

給与対象

給与年額

新入生

入学試験成績の上位者15%以内

左記15%それぞれの成績上位者3分の1程度については施設費の授業料および全額、その余については40万円

2・3年次生 各学年の学業成績上位者15%以内

2 学習方法や進路選択等についてのアドバイス体制

a. オフィスアワー

専任教員および法務講師は、授業期間中における特定の曜日・時間に、オフィスアワーを設定し、学生の学習方法、進路選択等についての相談に応じている。学生からの需要に応じて、教員は、毎週のオフィスアワーの回数や時間を違えており、

また、所定の時間外においても、随時学生の相談に応じている。

b. アカデミックアドバイザー

学習支援体制として、「アカデミックアドバイザー」を各学年クラスに置き、本学における学習全般に関する助言・指導や情報提供を行っている。

次期短期目標

法務研究科給与奨学金の充実を図る。

